平成２５年（フ）第１８５２号
名古屋市天白区池見１丁目147番地　ブラウンハイツ101号
債務者　近藤　和子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９１１号
名古屋市天白区原４丁目1206番地　ベルロード１－Ｂ号
債務者　本山　智一
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４１号
釧路市入舟５丁目４番２号　サンコウマンションＢ号室
債務者　的場　美紀
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１６１号
釧路市芦野５丁目13番６号　ハピネスハイムⅡ103号
債務者　稲葉　邦也
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４０号
熊本県山鹿市城1543番地１、前住所熊本県合志市野々島4414番地281
債務者　高木　利江（旧姓岩見）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前11時15分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
沖縄県宜野湾市大謝名５丁目１番６―202号比嘉アパート
債務者　松田　昌子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３３１号
北海道旭川市神楽岡11条３丁目３番10号
債務者　万代　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６６４号
神奈川県海老名市上今泉６丁目10番５号
債務者　鈴木　香里
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９９２号
横浜市神奈川区羽沢町967番地
債務者　嘉陽りゅう
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７８号
横浜市磯子区中原１丁目８番１―923号　磯子中原アパート
債務者　早野　秀実
成年後見人　宮下　京介
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０７９号
横浜市磯子区久木町23番21号　プレステージ磯子302号
債務者　鈴木　次郎
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２５年（フ）第４１７号
静岡県浜松市中区富塚町1250番地の２、前住所静岡県浜松市中区富塚町802番地の12
破産者　髙林　佑治
1　主文　当裁判所が平成25年９月19日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「静岡県浜松市中区富塚町802番地の12」とあるのを「静岡県浜松市中区富塚町1250番地の２、前住所静岡県浜松市中区富塚町802番地の12」と更正する。
2　決定年月日　平成25年11月20日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
静岡県浜松市中区富塚町1250番地の２、前住所静岡県浜松市中区富塚町802番地の12
破産者　髙林　賢子
1　主文　当裁判所が平成25年９月19日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「静岡県浜松市中区富塚町802番地の12」とあるのを「静岡県浜松市中区富塚町1250番地の２、前住所静岡県浜松市中区富塚町802番地の12」と更正する。
2　決定年月日　平成25年11月20日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第２０４０号
名古屋市千種区千種３丁目25番14号
破産者　斉藤商事株式会社
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９０号
名古屋市東区泉３丁目21番６号
破産者　株式会社北郷
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部